令和6年2月20日 資料No.1区 民文教常任委員会

地球温暖化対策担当

議案第7号

港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の 一部を改正する条例について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)等の施行に伴い、港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例(令和2年港区条例第9号)を改正します。

1 法改正の背景・概要

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築物分野において、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が不可欠であることから、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)が改正され、「エネルギー消費性能の向上」を図るとする現行の法目的に「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図ることが加えられました。

これに伴い、法律の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改められました。

また、あわせて、法律施行規則の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改められました。

2 改正内容

条例の条文中で引用している法律及び法律施行規則の題名を変更します。

- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
 - → 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則
 - → 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

3 施行期日

令和6年4月1日

1 (略)	付則	(中略)	六~九 (略)	除く。	年法律第五十三号)第十八条各号のいずれかに該当する建築物を 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成二十七	以下同じ。)が二千平方メートル以上の建築物をいう。ただし、	第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。 五 特定建築物 延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和二十五年政令	一 ~ 四 (略)	れ当該各号に定めるところによる。 お当該各号に定めるところによる。	「「「定義」(定義)	(前略)	改正案	港区民の生活環境を守る建築物の低品
1 (略)	付則	(中略)	六~九 (略)	<. :	法律第五十三号)第十八条各号のいずれかに該当する建築物を除具 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年)	以下同じ。)が二千平方メートル以上の建築物をいう。ただし、	第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。 五 特定建築物 延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和二十五年政令	一	れ当該各号に定めるところによる。 お一条 この条例において カの名号に掲げる用語の意象に それそ	(定義)	(前略)		港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例新旧対照表

各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。 2 この条例中第二章の規定は、この条例の施行の日前において次の

四条第一項第一号に定める適合判定通知書に係る建築物等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第費性能判定機関)が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上連築物の規定に基づき所管行政庁(同法第十五条第二項の規定によ連築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第

二・三(略)

付則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。 2 この条例中第二章の規定は、この条例の施行の日前において次の

第一項第一号に定める適合判定通知書に係る建築物関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第四条性能判定機関)が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に読み替えて適用する場合にあっては、登録建築物エネルギー消費項の規定に基づき所管行政庁(同法第十五条第二項の規定により運築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第三

二·三 (略)